## 出産育児一時金の額が見直されます

平成27年1月

健康保険組合の被保険者や被扶養者が出産した時には出産育児一時金が 支給されます。

産科医療補償制度\*の掛金の額が変更されました(3万円→1.6万円)が、産科医療補償制度の対象となる 出産(制度に加入する医療機関などでの妊娠22週以降の出産)の際の出産育児一時金の額は42万円のま ま維持されることになりました。

## 改正前



産科医療補償制度掛金

産科医療補償制度掛金

出産育児一時金

## ※産科医療補償制度とは?

お産に関連して発生した重度 の脳性麻痺について補償が行 われる制度。平成26年10月 20日現在、全国の分娩機関 の99.8%が制度に加入してい ます。



平成27年1月~ (内訳は変更になりま したが、支給総額に 変更はありません)

1.6万円 支給額42万円 出産育児一時金

3万円

39万円